# 令和8年度定期報告における留意事項

令和8年度報告事項説明資料の補足資料

---

2026年10月30日　v1.0版

# 目次


1. 医療（病院・診療所・歯科診療所・助産所） 3

1-1.短期滞在手術 4

1-2.専門性資格 5

1-3.健康診査及び健康相談の実施 6

1-4.医療機関の人員配置 7

2. 薬局 8

2-1.地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出状況 9

2-2.改正薬機法の施行に伴う報告項目の留意点について 10

2-3.R7薬機法改正による削除項目について 11

2-4.R7薬機法改正による追加項目について（1）～（4） 12-15

# 1. 医療（病院・診療所・歯科診療所・助産所）

対象となる機関区分：**病院** **診療所** 歯科診療所 助産所 薬局

# 1-1. 短期滞在手術

- **変更事項・背景**
  - 診療報酬を参考に手術項目を追加・見直しいたしました。
  - 項目追加に伴い、視認性向上及び報告負担低減のため、チェックボックス形式へ変更しました。
  - 過去報告において選択していた項目はデフォルトで選択状態となりますが、追加項目がありますので、改めて全体ご確認の上、対応できるものにチェックを入れていただくようお願いいたします。

**令和7年度報告システム（画面イメージ）**



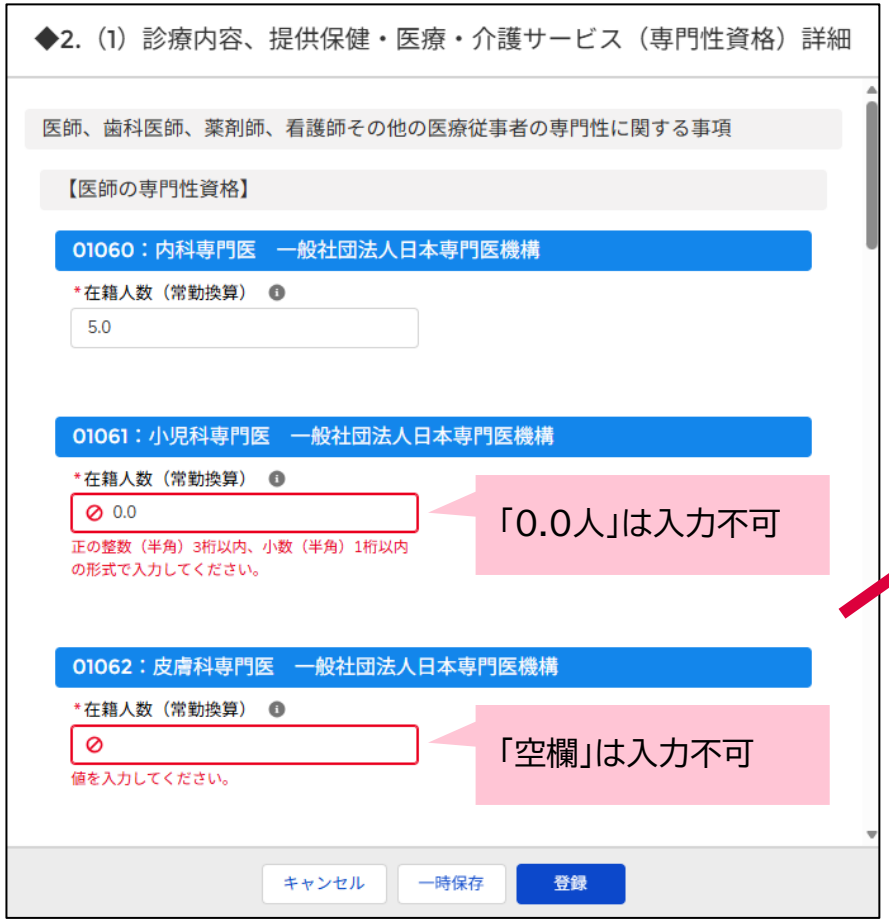

**令和8年度報告システム（画面イメージ）**

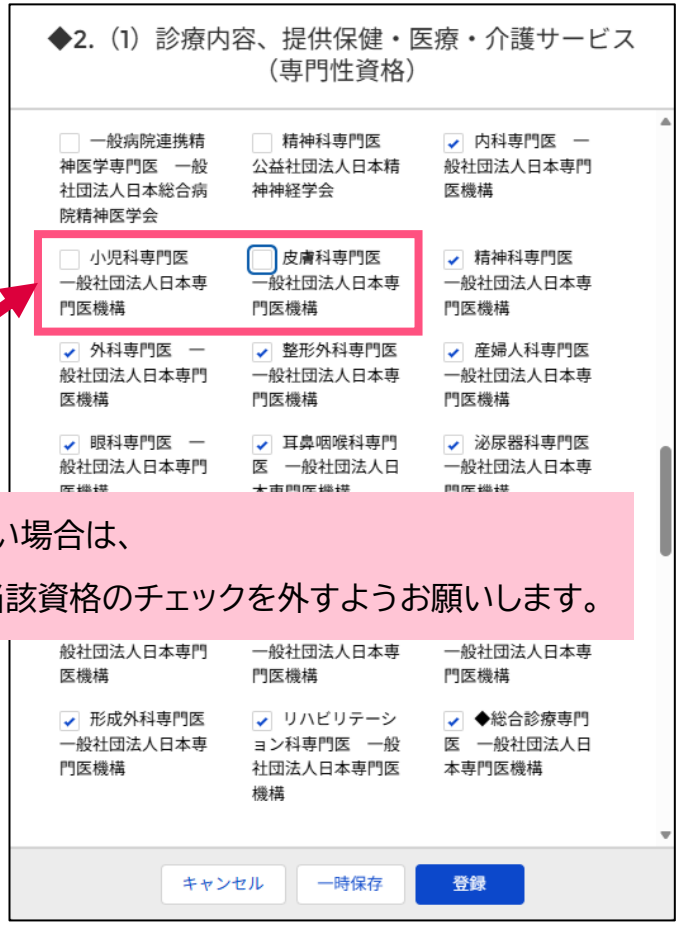


対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / 薬局

# 1-2.専門性資格

- **変更事項・背景**
  - 専門性資格の人数入力欄について、「空欄」及び「0.0人」が入力不可となります。
    （「0.1人」～「999.9人」まで入力可能。）（医療情報ネット（ナビイ）上の表示をより適切にするため。）




人数を0人に変更したい場合は、
1つ前の画面に戻り、当該資格のチェックを外すようお願いします。

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / 薬局

# 1-3.健康診査及び健康相談の実施

## ● 変更事項・背景

- 令和8年度報告システムより、選択肢を以下の通り変更しております。（根拠法の明確化、整合性担保のため）

| 令和7年度報告システム（選択肢） | 令和8年度報告システム（選択肢） |
|---|---|
| 就職のための健康診断 | 労働安全衛生法に基づく一般健康診断（雇入時の健康診断） |
| 就職のための健康診断（迅速血液検査対応） | -（項目削除） |
| 就職のための健康診断（結核の血液検査（IGRA）対応） | -（項目削除） |
| 事業所一般健診（定期健康診断） | 労働安全衛生法に基づく一般健康診断（定期健康診断） |
| 事業所特殊健診（有機溶剤） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（有機溶剤） |
| 事業所特殊健診（鉛） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（鉛） |
| - | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（四アルキル鉛） |
| 事業所特殊健診（特定化学物質） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（特定化学物質） |
| 事業所特殊健診（高気圧業務） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（高気圧） |
| 事業所特殊健診（電離放射線） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（電離放射線） |
| - | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（除染等電離放射線） |
| 事業所特殊健診（石綿（アスベスト）） | 労働安全衛生法に基づく特殊健康診断（石綿（アスベスト）） |
| 事業所特殊健診（じん肺） | じん肺法に基づくじん肺健康診断（じん肺） |
| 事業所特殊健診（歯科 酸蝕症等） | 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断（歯牙酸蝕症等） |
| 事業所特殊健診（VDT作業） | 指導勧奨による特殊健康診断（VDT作業） |
| 事業所特殊健診（騒音） | 指導勧奨による特殊健康診断（騒音） |
| 事業所特殊健診（腰痛） | 指導勧奨による特殊健康診断（腰痛） |
| 事業所特殊健診（振動） | 指導勧奨による特殊健康診断（振動） |

## ● 留意事項

- 昨年度の報告時に選択いただいた項目は、デフォルトで選択された状態となります。
- 一部、新規追加項目があるため、改めて全体をご確認いただき、該当項目を選択いただくようお願いします。

対象となる機関区分：**病院**　診療所　歯科診療所　助産所　薬局

# 1-4.医療機関の人員配置

## ● 変更事項・背景

- 項目名「入院担当（常勤）」「入院担当（非常勤）」「外来担当（常勤）」「外来担当（非常勤）」の項目説明を以下のとおり変更しました。
  （病棟と外来を兼務する職員について、カウント方法の定義を明確化し、かかりつけ医機能報告との整合を図るため）

| 大項目 | 中項目 | 項目名 | 令和7年度報告システム（項目説明） | 令和8年度報告システム（項目説明） |
|---|---|---|---|---|
| 3.医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細 | 医療機関の人員配置 | 入院担当（常勤） | 総数（常勤）の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの（外来担当と分けられない場合、重複計上可） | 総数（常勤）の医療従事者のうち、勤務時間の概ね8割以上、入院患者を担当するもの |
| | | 入院担当（非常勤） | 総数（非常勤）の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの（外来担当と分けられない場合、重複計上可） | 総数（非常勤）の医療従事者のうち、勤務時間の概ね8割以上、入院患者を担当するもの |
| | | 外来担当（常勤） | 総数（常勤）の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの（病棟担当と分けられない場合、重複計上可） | 総数（常勤）の医療従事者のうち、勤務時間の概ね8割以上、外来患者を担当するもの |
| | | 外来担当（非常勤） | 総数（非常勤）の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの（病棟担当と分けられない場合、重複計上可） | 総数（非常勤）の医療従事者のうち、勤務時間の概ね8割以上、外来患者を担当するもの |

## ● 留意事項

- 病棟と外来の兼務者がいない場合、変更はございません。
- 病棟と外来の兼務者がいる場合、”勤務時間の概ね８割以上”担当している場合に人数に含めるようお願いいたします。
  （例：病棟と外来を５割ずつ担当している場合は、どちらにも含めない形となります。）
- なお、看護師の「外来担当（常勤）」「外来担当（非常勤）」は、かかりつけ医機能報告取込機能の対象項目です。取込ボタンを押した場合は、かかりつけ医機能報告で入力した人数データが取り込まれ、医療機能報告側での入力は不要です。

# 2. 薬局

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-1.地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出状況

## ● 変更事項・背景

- 令和8年度診療報酬改定に伴い、以下のとおり項目を変更します。

| | 令和7年度報告システム | | 令和8年度報告システム | |
|---|---|---|---|---|
| 分類 | 項目名 | 選択肢 | 項目名 | 選択肢 |
| 地域医療連携体制 | 地域支援体制加算の届出状況 | 0:無し<br>1:地域支援体制加算1<br>2:地域支援体制加算2<br>3:地域支援体制加算3<br>4:地域支援体制加算4 | 地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出状況 | 0:無し<br>1:地域支援・医薬品供給対応体制加算1<br>2:地域支援・医薬品供給対応体制加算2<br>3:地域支援・医薬品供給対応体制加算3<br>4:地域支援・医薬品供給対応体制加算4<br>5:地域支援・医薬品供給対応体制加算5 |

## ● 留意事項

- 過去の報告有無にかかわらず、令和8年度定期報告の際、本項目は「未選択」の状態としています。（算定要件が変わり、各薬局がどの加算を届出するか判定できないため。）
- 令和8年度定期報告にて、届出した加算を選択いただくようお願いします。

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-2.改正薬機法の施行に伴う報告項目の留意点について

## ● 変更事項・背景

- 令和7年薬機法改正により報告項目を一部改正しておりますが、次回の報告項目改正にかかるシステムリリースまでの期間（※）は、改正前後の項目が同時に報告可能な状態となります。
- 報告時にご留意いただきたい点について、本資料でまとめておりますので、ご確認いただきますようお願いします。

※例年、システムリリースは、毎年１２月に実施しています。

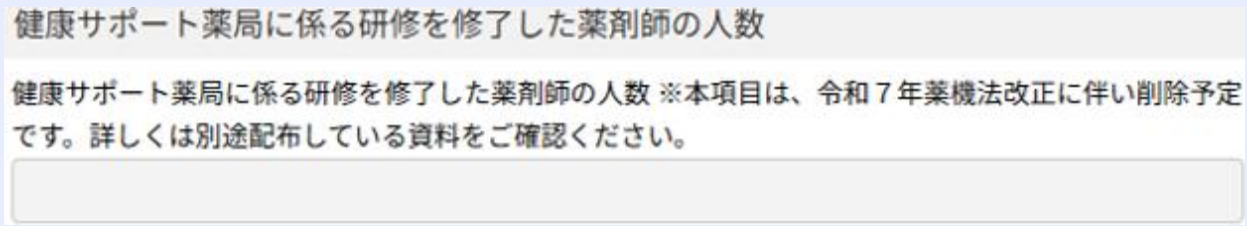
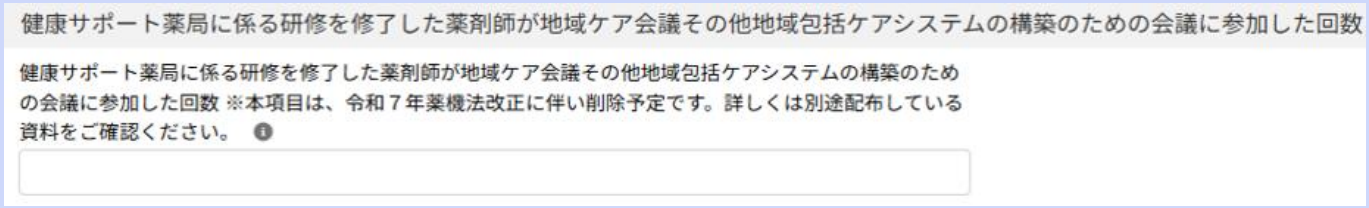
## ● 報告時期による報告内容にかかる留意点について

- 改正薬機法において、2年を超えない範囲で施行されるものについては、施行日が**令和9年5月20日**となります。
- 項目名に、「令和7年薬機法改正に伴い削除予定」と記載があるものについては、**令和9年5月19日まで**の報告項目となりますので、当該日付までに報告を行う際は、当該内容について入力をお願いいたします。
- 項目名に、「令和7年薬機法改正にかかる追加項目」と記載があるものについては、令和9年5月20日以降の報告項目となりますので、当該日付より後に報告を行う際に、当該内容について入力をお願いいたします。（令和9年5月20日までは当該項目について入力しないようお願いします。）

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-3. R7薬機法改正による削除項目について

- 令和9年5月19日まではご報告をお願いします。
- 令和9年5月20日以降は以下の項目について、入力しないようお願いいたします。
  （可能な限り入力済みの内容について削除頂きますようお願いします。）

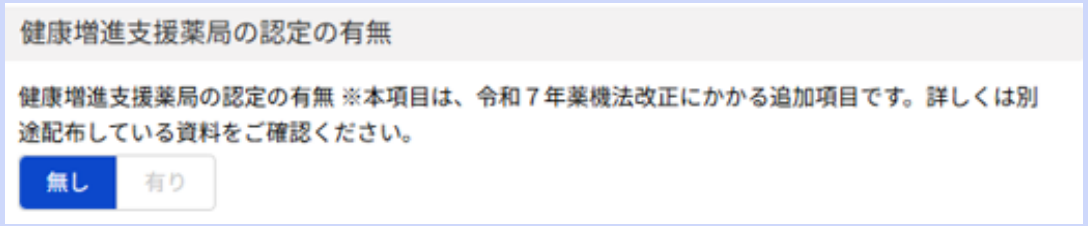
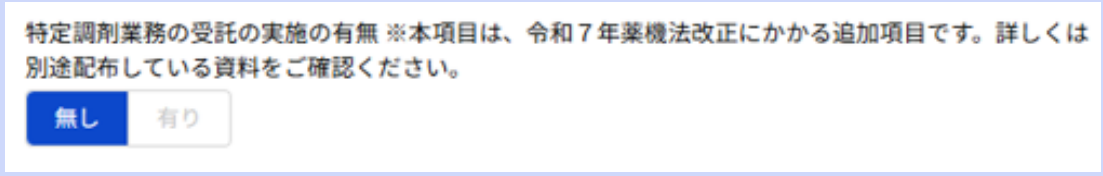
| 省令における報告事項参照先<br>（薬機法施行規則第11条の3別表第1の記載箇所） | 報告内容（画面イメージ） |
|---|---|
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報 (12)健康サポート薬局である旨の表示の有無 | 健康サポート薬局の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正に伴い削除予定です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>1業務内容、提供サービス (2)健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数 | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正に伴い削除予定です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>2実績、結果等に関する事項 (7)健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数 | 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正に伴い削除予定です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |

※画面イメージは設計段階のものであり、実際の報告画面と異なる場合がありますことをご了承願います。

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-4. R7薬機法改正による追加項目について（1）

- 令和9年5月20日以降、実績等を入力いただくようお願いします。
- 定期報告や令和9年5月19日までの期間は、以下の項目について入力しないようお願いいたします。

| 省令における報告事項参照先<br>（薬機法施行規則第11条の3別表第1の記載箇所） | 報告内容（画面イメージ） |
|---|---|
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報（15）健康増進支援薬局の認定の有無 | 健康増進支援薬局の認定の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報（16）特定調剤業務の受委託の実施 | 特定調剤業務委託の実施の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報（16）特定調剤業務の受委託の実施 | 特定調剤業務の受託の実施の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br> |

※画面イメージは設計段階のものであり、実際の報告画面と異なる場合がありますことをご了承願います。

対象となる機関区分　病院　診療所　歯科診療所　助産所　**薬局**

# 2-4. R7薬機法改正による追加項目について（2）

- 令和9年5月20日以降、実績等を入力いただくようお願いします。
- 定期報告や令和9年5月19日までの期間は、以下の項目について入力しないようお願いいたします。

| 省令における報告事項参照先<br>（薬機法施行規則第11条の3別表第1の記載箇所） | 報告内容（画面イメージ） |
|---|---|
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報 (17)受渡委託又は受渡しの実施 | 受渡委託の実施の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>受渡委託又は受渡しの実施<br>受渡委託の実施の有無 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>無し　有り |
| 第1 管理、運営及びサービス等に関する事項<br>1基本情報 (17)受渡委託又は受渡しの実施 | 受渡しの実施の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>受渡しの実施の有無 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>無し　有り |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>2実績、結果等に関する事項 (7)地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師が介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステムの構築に資する会議に参加した回数 | 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師が介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステムの構築に資する会議に参加した回数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師が介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議その他の地域包括ケアシステムの構築に資する会議に参加した回数 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |

※画面イメージは設計段階のものであり、実際の報告画面と異なる場合がありますことをご了承願います。

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-4. R7薬機法改正による追加項目について（3）

- 令和9年5月20日以降、実績等を入力いただくようお願いします。
- 定期報告や令和9年5月19日までの期間は、以下の項目について入力しないようお願いいたします。

| 省令における報告事項参照先<br>（薬機法施行規則第11条の3別表第1の記載箇所） | 報告内容（画面イメージ） |
|---|---|
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（1）地域連携薬局（ⅱ）地域における他の薬局との連携に必要な取組を立案して実施した回数 | 地域における他の薬局との連携に必要な取組を立案して実施した回数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>地域における他の薬局との連携に必要な取組を立案して実施した回数 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（1）地域連携薬局（vii）ターミナルケアを要する者に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実施の有無 | ターミナルケアを要する者に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実施の有無<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>ターミナルケアを要する者に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実施の有無 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>無し / 有り |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（1）地域連携薬局（viii）地域における他の薬局開設者から、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者（ターミナルケアを要する者及び小児を除く。）に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の求めがあつた場合に、当該他の薬局開設者に代わり一時的にこれらを行つた回数 | 地域における他の薬局開設者から、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者（ターミナルケアを要する者及び小児を除く。）に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の求めがあった場合に、当該他の薬局開設者に代わり一時的にこれらを行った回数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>地域における他の薬局開設者から、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を要する者（ターミナルケアを要する者及び小児を除く。）に対する居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の求めがあった場合に、当該他の薬局開設者に代わり一時的にこれらを行った回数 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |

※画面イメージは設計段階のものであり、実際の報告画面と異なる場合がありますことをご了承願います。

対象となる機関区分：病院 / 診療所 / 歯科診療所 / 助産所 / **薬局**

# 2-4. R7薬機法改正による追加項目について（4）

- 令和9年5月20日以降、実績等を入力いただくようお願いします。
- 定期報告や令和9年5月19日までの期間は、以下の項目について入力しないようお願いいたします。

| 省令における報告事項参照先<br>（薬機法施行規則第11条の3別表第1の記載箇所） | 報告内容（画面イメージ） |
|---|---|
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（3）健康増進支援薬局（ⅰ）健康の保持増進の支援に関する研修を修了した薬剤師（薬事に関する実務に従事した期間が一定の期間以上ある者に限る。）の人数 | 健康の保持増進の支援に関する研修を修了した薬剤師（薬事に関する実務に従事した期間が一定の期間以上ある者に限る。）の人数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>健康の保持増進の支援に関する研修を修了した薬剤師（薬事に関する実務に従事した期間が一定の期間以上ある者に限る。）の人数 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（3）健康増進支援薬局（ⅱ）第十条の四第三項第一号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行つた後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品に関する情報を提供し、その記録を保存した回数 | 第十条の四第三項第一号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行った後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品に関する情報を提供し、その記録を保存した回数<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>第十条の四第三項第一号の医療機関の受診の勧奨又は健康増進支援薬局連携機関の紹介を行った後に、当該医療機関又は健康増進支援薬局連携機関に対し、利用者の相談内容並びに薬剤及び医薬品に関する情報を提供し、その記録を保存した回数 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |
| 第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項<br>3地域連携薬局等に関する事項（3）健康増進支援薬局（ⅲ）健康増進支援活動を利用する方法 | 健康増進支援活動を利用する方法<br>※本項目は、令和7年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。<br>健康増進支援活動を利用する方法 ※本項目は、令和７年薬機法改正にかかる追加項目です。詳しくは別途配布している資料をご確認ください。 |

※画面イメージは設計段階のものであり、実際の報告画面と異なる場合がありますことをご了承願います。